

旭川市ＩＴ・デザイン関連企業進出支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ＩＴ・デザイン関連企業の本市への立地を促進し、新たな技術の活用による既存産業の生産性向上及び地域産業の多様化、高度化、活性化を図るとともに、雇用面における選択の幅を広げることを目的として、市内に新たに事業所を開設する事業者に対し補助金を交付することについて、旭川市補助金交付基準（平成16年7月26日付け通知旭財第99号）に定めるものほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ＩＴ・デザイン関連企業

次に掲げる統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類における事業及び本市が規定する事業（旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号）が対象とする特定産業支援業は除く。）を行う、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号に規定する普通法人をいう。

ア 情報サービス業

イ インターネット附随サービス業

ウ 映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業のうち映画・ビデオ制作業及びアニメーション制作業若しくは広告制作業において、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）

エ 専門サービス業（他に分類されないもの）のうちデザイン業

また、地域のデジタルシフトやDXの推進、デザイン思考による地域課題の解決など、ＩＴやデザインの活用により補助金の目的に資する事業

オ 広告業（インターネット広告業に限る。）

カ ＩＳＰ（インターネットサービスプロバイダ）、ＩＸ（インターネットエクスチエンジ）業、ＩＣＴ基盤共用サービス業（IaaS, PaaS）

キ 通信回線を用いて顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築、運用等について付加的な価値の提供を行うデータセンター等の事業

ク 自社の人事、総務又は会計など事務管理やカスタマーサービス等の複数部門の事務処理又はデータ管理に係る業務を集約し、コンピュータ等の情報技術を用いて、一括して処理を行う事業

ケ 上記に類する事業で、その他市長が認めた事業

(2) 事業所

前号の事業の用に供する施設で、市内に存する民間の賃貸オフィスビル、マンション、空き店舗、市内創業者育成等施設（一般財団法人旭川産業創造プラザ（施設名：旭川リサーチセンター）内にあるインキュベートルーム）その他企業の活動拠点となる施設をいう。

(3) 常用雇用者

市内に住所を有し、ＩＴ・デザイン関連企業に雇用される者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- ア 期間の定めなく雇用されている者又は1年間を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
- イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）
- ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者
- エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者

(補助対象企業)

第3条 補助金の交付対象となるIT・デザイン関連企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外において1年以上の事業実績（子会社又は関連会社の設立の場合は親会社の事業実績をいう。）を有する者であること。
 - (2) 事業所を市内に有していない者で、新たに事業所を市内に開設（本社の移転、支社又は支店等の開設及び子会社又は関連会社の設立をいう。）し、継続的に運営する者であること。
 - (3) 事業所の常用雇用者が2人以上であること。
ただし、常勤の役員又はこれに準ずる者が、事業所の業務に従事するため、市内に住所を有する場合は2人のうちの1人に含めることができる。
 - (4) 事業開始日が事業所の取得日又は賃貸借契約日から6か月以内であること。
 - (5) 市税の滞納がないこと。
 - (6) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）に規定する暴力団又は暴力団員等との関係を有していないこと。
 - (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと（第7条の規定により補助金の交付の指定を受けた者が、継続して翌年度以降の補助金の交付を受ける場合を除く。）。企業名が変更された場合などは、実質的に同じ企業とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業を行うものは、補助金の交付対象としないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出をする事業
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - (3) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

- 2 他の法令等により既に国、道又は市の補助対象となった経費があるときは、これを除くものとする。

- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(指定の申請)

第5条 補助金の交付の指定を受けようとする企業は、指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書及び定款
- (2) 最新の決算書
- (3) 事業計画書
- (4) 本店所在地において納付すべき市税等の納付が確認できる書類
- (5) 常用雇用者の雇用を明らかにする書類
- (6) 賃貸物件に係る賃貸借契約書の写し（取得の場合は、それが確認できるもの）
- (7) 常勤の役員又はこれに準ずる者が、市内に住所を有する場合は、それが確認できるもの
- (8) その他市長が必要と認めたもの

（指定申請の時期）

第6条 前条に定める指定申請書を提出すべき日は、事業開始日から3年以内かつ対象要件を具備するに至った日から2か月以内とする。

（指定）

第7条 市長は、第5条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、補助金の交付の指定を行うものとする。

2 市長は、指定結果について申請者に速やかに通知するものとする。

（変更申請）

第8条 指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）は、次に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なく指定事業変更（休止・廃止）申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容を著しく変更したとき。
- (2) 事業所の増設又は移設を行ったとき。
- (3) 事業を休止又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定に基づく申請について、内容を適當と認めるときは、その変更申請を認定し、結果を速やかに通知するものとする。

（指定の取消し）

第9条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の内容又は付された条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (3) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（交付申請）

第10条 指定企業は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、交付申請をするものとする。

- (1) 事業所の賃借料、通信回線使用料等を支払ったことを証する書類
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 常用雇用者の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が確認できるもの
- (4) 常用雇用者の住所が確認できるもの

- (5) 常勤の役員又はこれに準ずる者が、市内に住所を有する場合は、それが確認できるもの
 - (6) 常用雇用者の雇用契約書（写し）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、必要に応じて、前項に規定する書類を省略又は代替させることができる。
- 3 交付申請は、事業開始日から1年を経過するごとにその経過した期間に係る賃借料等の分について行うものとする。
- 4 交付申請の時期は、事業開始日の翌日から起算してそれぞれ1年、2年及び3年を経過した日の属する月の翌月の末日までとする。
- 5 実績報告は、第1項の申請をもってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定等）

- 第11条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定して、指定企業に通知するものとする。
- 2 補助金の交付額は、予算の範囲内において算定し、算定期間内において、事業活動が行われていない又は補助要件を満たしていないと認めるときは、その期間の補助金は交付しない。また、申請時に事業所の休止又は廃止が決定されている場合は、交付しない。
- 3 指定企業は、補助金を請求しようとするときは、第1項の規定による通知を受けてから、請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 補助金は、最大12か月分を合算して一括交付する。
- 5 市長は、指定企業がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の額の確定後においても補助金の返還を命じることができる。

（報告又は調査）

- 第12条 市長は、補助金の交付に関し必要がある場合は、指定企業に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（地位の継承）

- 第13条 指定企業が次の各号に該当する場合は、速やかに市長に届け出ることとし、当該事業を継承した企業が指定企業の地位を継承することとする。
- (1) 指定企業が合併した場合
 - (2) 指定企業が分割した場合
 - (3) 指定企業が事業を譲渡した場合

（関係書類の整備等）

- 第14条 指定企業は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該補助事業の完了期日が属する年度の翌年度の初日から5年間はこれを保管しておかなければならない。

（補則）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度から令和4年度に本市に進出した企業については、補助の対象要件を具備している場合、第6条の規定による指定申請の時期によらず、令和5年5月末日までに申請することができる。

附 則（令和6年3月29日旭企立第50号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に本市に進出した企業については、補助の対象要件を具備している場合、第6条の規定による指定申請の時期によらず、令和6年5月末日までに申請することができる。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
<p>事業所及び月極駐車場の賃借料 ※共益費、管理費を含む。 ※敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、消費税その他これらに類する諸経費は除く。</p> <p>※賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ場合の取引は対象外とする。</p> <p>※賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者又は1親等以内の取引は対象外とする。</p>	補助対象経費の2分の1	月額10万円	事業開始日の属する月の初日から起算して3年間（事業開始後、補助対象経費が初めて課された月を起算に36か月間）
<p>通信回線使用料 ※直接事業の用に供される電話料金、インターネット接続費、クラウドサービス利用料、プロバイダー利用料、その他通信回線を利用して事業を行うために必要な経費。</p> <p>機器等の購入費用、消費税、初期費用は除く。</p>	補助対象経費の10分の10	月額10万円	
<p>通信回線使用料 ※市内に立地するデータセンターが提供するスレージサービス等を利用する場合の料金を別途加算する。</p> <p>機器等の購入費用、消費税、初期費用は除く。</p>	補助対象経費の10分の10	月額3万円	